

## 包括的ビジネス報告モデルにおける公正価値

—情報の質的特性に係わる概念フレームワーク・プロジェクトを踏まえて—\*

玉川 絵美

### I. はじめに

資産、負債、収益、費用項目すべてに公正価値測定を適用する全面公正価値会計の導入を目指すCFA協会(CFA Institute)のいう公正価値とはどのような概念を有するのか<sup>1)</sup>。これを明らかにすることが本稿の目的である。

2014年8月、CFA協会は「より効果的な財務報告のためのフレームワーク」<sup>2)</sup>(以下、「CFA協会のフレームワーク」)を公表した。このフレームワークは、財務報告の有効性の向上を目的として公表されたものであり、2007年7月に同協会が公表した「包括的ビジネス報告モデル」<sup>3)</sup>(以下、「報告モデル」)と整合した内容となっている。また、CFA協会の財務報告に対する取り組みは、現在も報告モデルに基づいている<sup>4)</sup>。つまり、財務報告に対するCFA協会の見解を理解するには、報告モデルでの提案を理解する必要がある。

CFA協会の財務報告に対する見解の理解が重要だと考える理由は、CFA協会が、その前身である投資管理調査協会(AIMR)の時代から、アメリカ国内および国際的舞台における基準設定プロセ

スに関与し、現在も国際会計基準審議会(IASB)や財務会計基準審議会(FASB)に影響を与えているからである<sup>5)</sup>。

CFA協会は、報告モデルにおいて、概念フレームワーク、財務諸表の改訂案、開示に関する規程を提案している。本稿では、会計基準の土台となる概念フレームワーク、とりわけ、そこで提案されている概念に着目する。

CFA協会は、概念フレームワークで12の概念を示している。かかる概念と、そこで提案されている内容を「概念が意図する内容」として整理したものが表1である。

以後の節では、第3の概念(公正価値情報は、財務的な意思決定にとって最も適的な情報である。)で示されている、CFA協会にとって有用な情報である公正価値とは何かを、CFA協会の示す公正価値の定義を述べた後、FASBが公表する財務会計基準書(SFAS)第157号「公正価値測定」、および、報告モデルの概念フレームワーク、第4から第7の概念でも示されている有用な情報の質的特性の観点から検討する。

\* 本稿の執筆にあたり、指導教授の杉本徳栄教授(関西学院大学)から多大なご指導を戴きました。また、2名の査読者の先生、および、国際会計研究学会に所属する先生方からも、本研究の今後の方向性を含め、大変貴重なコメントを戴きました。この場を借りて篤く御礼申し上げます。

1) CFAI (2004a), p.6, CFAI (2007), p.8, p.20.

2) CFAI (2014a).

3) CFAI (2007).

4) CFAI (2016a).

5) AIMR (1993), p.74, p.91 (八田・橋本訳 (2001)、113 ページ、141 ページ)。

たとえば、AIMRが1993年に公表した「21世紀の財務報告」では、包括利益を報告するための基準の開発の必要性が主張されていたが、ここでの提案が、財務会計基準書(SFAS)第130号「包括利益の報告」として公表されている。それだけでなく、CFA協会は、IASBやFASBの委員として基準設定にも参画してきたし、IASBが実施していた財務諸表の表示プロジェクトの初期段階における提案は、報告モデルの提案と酷似していた(辻山(2012)、541-542ページ、552ページ)。

表1：報告モデルで示される12の概念

概念		概念が意図する内容	
1	基本財務諸表は、株主、債権者、その他のリスク資本の提供者が必要とする情報を提供しなければならない。	報告諸表の役割と中心に据える情報の利用者	
2	財務報告、基準設定、そして財務諸表の作成においては、会社が発行した普通株への投資者の視点から企業を見なければならない。		
3	公正価値情報は、財務的な意思決定にとって最も適合的な情報である。	有用な情報の測定基礎	
4	認識と開示は、投資意思決定にとっての情報の適合性によって決定されるべきであり、測定の信頼性のみに基づいて決定されるべきではない。	・ 目的適合性 ・ 適時性 ・ 信頼性	有用な情報の 質的 特性 の
5	すべての取引と事象は、それが発生したときに財務諸表において認識されなければならない。	完全性	
6	重要性の識閾は、投資家の情報要求によって決定されなければならない。	重要性	
7	財務報告は中立的でなければならない。	中立性	
8	公正価値の変化を含む純資産のすべての変化は、普通株主が利用可能な純資産変動計算書のような単一の財務表において記録されなければならない。	財務諸表の作成	
9	キャッシュ・フロー計算書は、会社の分析にとって不可欠な情報を提供するものであり、直接法のみを用いて作成されるべきである。		
10	個々の財務諸表に影響を与える変化は、集計せずに報告され、説明されなければならない。		
11	各行の項目は、それが使用される機能ではなく、その性質に基づいて報告されるべきである。	財務諸表の開示	
12	開示においては、投資家が財務諸表で認識されている項目や、その測定特性、そしてリスク・エクスポージャーを理解するうえで求める追加的な情報が提供されなければならない。		

(出所) CFAI (2007), pp.6-14 より作成 (辻山 (2012), 545 ページ参照)。

## II. CFA 協会が公正価値情報を支持する理由

投資家は、彼ら自身の目的に見合った方法で投資意思決定を行うが、すべての投資家に共通するニーズがある。それは、投資企業に関する最も透明性の高い情報であり、かかる情報には、資産と負債の公正価値が含まれる<sup>6)</sup>。

CFA 協会が公正価値情報を支持する理由は、目的適合性の観点より、すべての取引は、取引が行われる時点の価格である公正価値で行われること、また、公正価値は、資産と負債の価値に関する最新かつ完全な予想と見積りを反映していることがある<sup>7)</sup>。そして、信頼性の観点からは、公正価値以外の測定値の測定には、国際財務報告基準(IFRS) 第13号「公正価値測定」やSFAS 第157

号というような準拠する基準がないため、観察可能でないインプットを用いて算出された測定値が公正価値よりも疑わしいことがあげられる<sup>8)</sup>。

CFA 協会が歴史的な原価情報に否定的な見解を示す理由に、歴史的な原価は、取引が行われた時点での市場価値を表しているものの、極端に古いものが多く、現在の公正価値との関連性がほとんどないこと、また、企業ごと、取引ごとに測定日が異なるため、比較可能性に欠けることがある<sup>9)</sup>。

## III. CFA 協会の考える公正価値

### 1. CFA 協会の示す公正価値の定義

CFA 協会の示す公正価値の定義は、「独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当

6) Papa (2014), p.54.

7) CFAI (2010), pp.1-2.

8) CFAI (2010), pp.8-9.

なお、観察可能でないインプットとは、市場参加者が資産や負債の価格付けに用いるであろう仮定のうち、市場データが入手可能でなく、当該仮定に関する利用可能な最善の情報をを用いて作成されるものをいう (IFRS 第13号、付録A)。

9) CFAI (2010), pp.2-3.

事者の中で、資産が交換される又は負債が決済される価額；市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格<sup>10)</sup>である。

この定義では、2つの定義が「セミコロン(;)」で結ばれている。そこで、それぞれの定義に着目すると、前半部分の定義は、IFRS第13号が公表される以前に国際財務報告基準(IFRSs)<sup>11)</sup>で適用されていた定義、また、後半部分の定義は、IFRS第13号およびSFAS第157号で示される定義に基づいていることがわかる<sup>12)</sup>。

IASBが2006年にディスカッション・ペーパー「公正価値測定」を公表した際、IASBはSFAS第157号を基礎とした。その後、IASBとFASBは、公正価値測定に関する基準の統一を目的に共同プロジェクトを開始し、その結果、IASBとFASBの公正価値測定に関する基準は実質上、収斂されている<sup>13)</sup>。

本稿執筆時(2017年10月)においても、CFA協会が、IFRS第13号公表前と公表後それぞれに適用されていた公正価値の定義を示している点に関して、IASBは、IFRS第13号の公表に伴い公正価値の定義を変更したものの、CFA協会は、これらの定義は同一の意味を有していると捉えているのかもしれない。

しかし、公正価値とは出口価格であること、また、測定日に取引や交換が行われることを明示し

たという、定義に含意される変更点を踏まえると<sup>14)</sup>、なぜCFA協会は、現在は用いられていないIFRS第13号公表前の公正価値の定義を、今も示し続けているのかという疑問が浮上する。そこで本稿では、上述した「セミコロン」で結ばれている公正価値の2つの定義の意味は完全に一致していないとの考えに立脚することとする。

## 2. SFAS第157号「公正価値測定」を用いた検討

CFA協会の公正価値測定に対する見解はSFAS第157号と整合していることから<sup>15)</sup>、本節では、SFAS第157号を用い、CFA協会の考える公正価値について検討する。

### (1) SFAS第157号「公正価値測定」の概要

SFAS第157号は、公正価値を定義し、公正価値を測定するためのフレームワークを設定し、公正価値測定に関する開示を拡大することを目的として公表された<sup>16)</sup>。

公正価値測定の目的は、測定日において、測定の対象となる資産を受け取る、または、測定の対象となる負債を移転するために支払う価格を決定することであり、その方法として、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチがある<sup>17)</sup>。また、これらの評価技法を適用するにはインプットを用いるが、そのインプットには観察可能なものと観察不可能なものがある。そこで、SFAS第157号は公正価値ヒエラ

10) CFAI (2016b) (IFRS第13号、par.9、BC29参照)。

なお、CFA協会の示す公正価値の日本語訳は、IFRS第13号で適用されている日本語訳を引用している。

11) IFRSsとは、IFRSと国際会計基準(IAS)、および、それらの解釈指針の総称である。

12) IFRS第13号公表前にIFRSsで用いられていた定義は、「独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者の中で、資産が交換され得る又は負債が決済され得る価額」(IFRS第13号、BC29)であり、IFRS第13号およびSFAS第157号で示されている定義は、「測定日において、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」(IFRS第13号、par.9、SFAS第157号、par.5)である。

13) IFRS第13号、BC10、BC12、BC14。

14) IFRS第13号、par.9。

SFAS第157号やIFRS第13号の開発時、CFA協会は、2004年6月にFASBが公表した公開草案「公正価値測定」に対してのみコメントを寄せており、ここから、IASBの提案する公正価値の定義の変更点に対し、CFA協会は異論がなかったといえる。また、CFA協会は、FASBが公開草案で提案した公正価値の定義に賛成していた(CFAI(2004b)、p.2)。

15) CFAI(2007)、p.8。

16) SFAS第157号、par.1。

17) SFAS第157号、par.18、C26。

ルキーを定め<sup>18)</sup>、公正価値測定にあたり適用するインプットの優先順位を明示している<sup>19)</sup>。

## (2) CFA 協会の考える公正価値の概念

SFAS 第 157 号の規定に対する CFA 協会の説明は次の通りである。すなわち、公正価値測定の目的とは、市場価格を決定することである。しかし、すべての資産と負債に対して容易に入手できる市場価格があるわけではないため、SFAS 第 157 号では公正価値ヒエラルキーが示されている。この公正価値ヒエラルキーの内容は、企業の経営者が、保有資産や企業等の売却や清算等を行う際に通常用いる方法と同じであることから、SFAS 第 157 号は、公正価値測定の意味と、財務諸表利用者に対して財務報告を行う際にどれだけの測定尺度が開発されるべきかという市場の理解を基準化したものである<sup>20)</sup>。

さらに、CFA 協会は、企業経営者が上述の意思決定を行う方法と、投資家が金融商品を売買する際に用いる方法は同じであると説明している。ここから、CFA 協会の考える公正価値とは市場価格であり、具体的には、公正価値ヒエラルキーで示される3つのレベルに基づく概念を有するといえる<sup>21)</sup>。

## IV. 報告モデルで示される CFA 協会の情報の質的特性に関する見解

CFA 協会は、報告モデルにおいて、IASB と FASB が 2004 年に開始した概念フレームワーク・プロジェクトへの支持を表明している。その上で、報告モデルでは、真新しい概念フレームワークを提案するのではなく、CFA 協会が提案するビジネ

ス報告モデルの基礎として不可欠と考えられる追加の指針を示すことを目的としていた<sup>22)</sup>。

つまり、表 1 で示した、有用な情報の質的特性に関する第 4 から第 7 の概念は、当該プロジェクトが開始された 2002 年に適用されていた、IASB の前身である国際会計基準委員会 (IASB) が公表した「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」(以下、「IASB のフレームワーク」) と、FASB が公表した財務会計概念書(SFAC)第 2 号「会計情報の質的特性」をもとに作成されていることになる。そして、報告モデルで示されている概念は、概念フレームワークの改訂にあたり CFA 協会が導入を目指す見解といえる。

### 1. 目的適合性、適時性、信頼性 (第 4 の概念)

報告モデルにおいて、目的適合的な情報とは「利用者が過去、現在若しくは将来の事象を評価し、又は利用者の過去の評価を確認若しくは訂正するのに役立つことによって、利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす」<sup>23)</sup> 情報であり、適時性が欠かれない。また、信頼できる情報とは、「表示しようとする、あるいは表示されることが合理的に期待される」<sup>24)</sup> 事象を忠実に表している情報を指す<sup>25)</sup>。

投資家にとって主要な情報源は財務報告であり、投資家は、そこから投資意思決定に目的適合的なすべての情報を受け取る必要がある。ゆえに、情報を財務諸表に認識すべきかの決定は、発生や測定の確実性ではなく、投資意思決定に対する情報の目的適合性によって行われるべきである。つまり、CFA 協会は、信頼性よりも目的適合性を重視している<sup>26)</sup>。

CFA 協会の考える信頼性とは、表現しようとし

18) 公正価値ヒエラルキーは 3 つの階層からなり、レベル 1 が優先される。レベル 1 のインプットでは、測定の対象となる資産または負債と同一の資産、負債の市場価格、レベル 2 のインプットでは、測定の対象となる資産または負債について、観察可能なレベル 1 以外の公表価格を用いる。これらのインプットを得られない場合、レベル 3 のインプットである測定の対象となる資産または負債の観察不可能なインプットを用いる (SFAS 第 157 号、par.24、par.28、par.30)。

19) SFAS 第 157 号、par.21、par.22。

20) McEnally (2007a)、p.26。

21) McEnally (2007a)、p.26。

22) CFAI (2007)、p.4。

23) IASB のフレームワーク、par.26。

24) IASB のフレームワーク、par.31。

25) CFAI (2007)、p.10。

26) CFAI (2007)、pp.9-10、CFAI (2010)、p.6。

ている事象を「忠実に表現していること」である。その上で、忠実な表現という意味での信頼性は、目的適合的な情報に欠かせない特性である<sup>27)</sup>。つまり、IASBのフレームワークやSFAC第2号ではトレード・オフの関係にあった目的適合性と信頼性は、報告モデルに基づく、トレード・オフの関係にないことになる<sup>28)</sup>。

## 2. 完全性（第5の概念）

CFA協会の考える完全性とは、株主の富に影響を与える経済的事象をすべて、発生と同時に財務諸表に認識、測定することである。

この完全性が目的とすることは、現行の会計基準に準拠した場合に生じるオフバランス項目もすべて財務諸表に計上することである。つまり、当該概念は、基準設定主体の公表する会計基準のうち、オフバランスを認める基準があってはならないことも含意している<sup>29)</sup>。

## 3. 重要性（第6の概念）

CFA協会は、当該概念において、重要性の識閾の決定方法に対する見解を示している。

企業の経営者や監査人は、財務諸表で報告される項目の重要性を判断する際、たとえば純利益の5%という経験則を用いる傾向にある。しかし、重要性の識閾はこのような恣意的で定量的に決定されるものではない。むしろ、財務諸表は、投資家をはじめとする企業外部者のために作成されるものであるため、重要性の識閾も投資家の視点から決定されるべきである<sup>30)</sup>。

## 4. 中立性（第7の概念）

財務報告では、企業の経済的実態をありのままに伝える必要がある。その一方で、現在、財務報告の方法を選択するにあたり、一部の会計基準は幅広い柔軟性を認めている。そのため、類似した取引であっても全く異なった方法で報告することができ、その結果、財務諸表で示される結果も様々である<sup>31)</sup>。

経営者が、企業の経済的実態を最も反映する会計処理方法ではなく、彼らの望む結果を反映するために会計処理方法を選ぶならば、報告される情報はバイアスされ、中立性が保たれない。しかし、情報が中立であるとき、当該情報は、投資家にとって価値がある。ゆえに、情報は、企業の経済的実態を最も反映する方法で報告されなければならない<sup>32)</sup>。

## V. IASB・FASBが実施する概念フレームワーク・プロジェクト

### 1. 2010年：「財務報告のための概念フレームワーク」の公表

2010年9月、IASBは概念フレームワークの一部として「第3章：有用な財務情報の質的特性」を、FASBはSFAC第8号「財務報告のための概念フレームワーク」を公表した<sup>33)</sup>。これにより、信頼性が忠実な表現へ置き換えられ、比較可能性が補強的な質的特性へと後退した。また、トレード・オフの関係にあった目的適合性と信頼性に適用順序が定められ、目的適合性が優先されることとなった<sup>34)</sup>。

信頼性に代わる忠実な表現の採用により、報告される情報は、実社会の経済現象を忠実に表現し

27) CFAI (2007), p.10.

28) CFA協会は、適時性を目的適合性の重要な特性 (an important attribute of relevance)、忠実な表現を目的適合的な情報に欠かせない特性 (an essential attribute of relevant information) としている。つまり、適時性は目的適合性の構成要素であるが、信頼性はその構成要素にならない (CFAI (2007), p.10)。

29) CFAI (2007), p.10, p.57.

30) CFAI (2007), p.10, p.57.

31) CFAI (2007), p.11.

32) CFAI (2007), p.11.

33) 以下、区別する必要がある場合を除き、両者は区別せずに「概念フレームワーク」とする。

34) CFA協会は、2006年公表のディスカッション・ペーパーに対してのみコメントを寄せており、情報の質的特性に関して、CFA協会はIASBとFASBの見解に賛成していた (CFAI (2006), p.3)。

ていることが求められる。つまり、会計上の測定では実在している現象に焦点が置かれるため、ストックや価値測定が重視されるようになる<sup>35)</sup>。

検証可能性の後退には、検証可能でなくても、当該情報が経済的実態を表している限り、積極的に財務諸表に計上するという目的がある<sup>36)</sup>。IASBのフレームワークでは、検証可能性を信頼性の構成要素として示していない。浦崎（2002）において、IASBがフレームワークの開発にあたり検証可能性を含めなかった理由として、「時価評価の可能性を高めたのではないか」<sup>37)</sup>と指摘しているように、概念フレームワーク・プロジェクトによる改訂から、IASBとFASBが公正価値会計を愛好する姿勢を窺える。

目的適合性に優位性を置き、先行適用することは、IASBとFASBの目指す会計観が資産負債観にあり、公正価値測定を強調しているといえる<sup>38)</sup>。加えて、目的適合性と忠実な表現を適用することは、IASBとFASBが全面公正価値会計を理想とし、認識、測定、そして表示の範囲や方法の拡充を目指していることを示唆させる<sup>39)</sup>。

## 2. 2016年：IASBによる概念フレームワーク・プロジェクトでの暫定決定

2012年5月、IASBは概念フレームワーク・プロジェクトの再開を決定した。当初、IASBは、2010年に改訂した概念フレームワークの第1章と第3章の根本的な再検討は行わない予定だったが、2015年5月に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下、「2015年公開草案」)では「慎重性」の概念の再導入と「実質優先」への言及の明示を提案し、2016年5月に開催した理事会で、これらの導入を暫定決定した<sup>40)</sup>。

### (1) 報告モデルにおける信頼性と2015年公開草案における忠実な表現の比較

IASBによる取り組みの結果として再導入される慎重性と実質優先の概念は、いずれも忠実な表現に関連する。報告モデルにおける信頼性は、表現しようとする事象を忠実に表現していることを意味し、2010年に公表された概念フレームワークの忠実な表現と整合している。2015年公開草案では実質優先への言及が明示されているが、これは、2010年に公表された概念フレームワークの結論の根拠で記されていた内容と同じである。

2015年公開草案で変更された忠実な表現の構成要素である「中立性」は、提供される情報に歪曲等の操作が行われておらず、財務情報の選択および表示に偏りが無いことを意味している<sup>41)</sup>。また、実質優先への言及より、提供される情報が法的形式だけに準拠し、経済現象の実態を表現していないのであれば、これも、中立性に欠けることになる。ここから、企業の経済的実態をありのまま伝えることの必要性を謳う報告モデルにおける中立性とは、2015年公開草案で示される中立性や実質優先をすべて含んだ概念だといえる。

つまり、慎重性に関するCFA協会の見解がIASBのそれと整合するならば、「報告モデルにおける信頼性＝2015年公開草案における忠実な表現」といえることになる。

### (2) 慎重性に関するCFA協会の見解

CFA協会は、2013年に公表されたディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対してコメントを寄せており、概念フレームワークに慎重性の概念を再導入するかに関する更なる議論は、今後の公開討論次第だと述べている<sup>42)</sup>。

慎重性に係わる問題点とは、慎重性の概念の解

35) 徳賀（2008）、27-28ページ。

36) 桜井（2009）、22ページ。

37) 114ページ。

38) 津守（2008）、11ページ。

39) 桜井（2009）、23ページ、中山（2013）、46ページ。

40) IASB（2016）、pp.10-11。

41) IASB（2015）、par.2.17。

42) CFAI（2014b）、pp.3-4。

積が人によって異なること、そして、当該概念が中立的もしくは均一に適用されることがないことである<sup>43)</sup>。そのため、概念フレームワークに慎重性を再導入することには賛否両論あった。

慎重性の再導入に反対する人は、当該概念が中立性と矛盾しており、ある期間における資産の過小表示または負債の過大表示が、その後、資産の過大表示もしくは負債の過小表示をもたらすことを理由に反対し、これにCFA協会も同意している<sup>44)</sup>。また、CFA協会は、慎重性の支持者が当該概念の再導入を支持する(a)慎重性は、経営者の過度に楽観的な見積りの影響に対抗するために役立つ、(b)慎重性の概念がない場合、公正価値を含む現在価値測定の使用が拡大する可能性があるという理由に対してコメントを寄せている<sup>45)</sup>。

#### (a) 慎重性は、経営者の過度に楽観的な見積りの影響に対抗するために役立つ

慎重性の再導入を支持する当該理由に対するCFA協会の反論は次の通りである。すなわち、慎重性の支持者は、財務諸表の作成にあたり、会計基準に準拠することで財務諸表利用者に誤解を与える結果を提供すると経営者が判断した場合に、会計基準を無効にするために慎重性を行使する、もしくは行使すべきであると考えているが、これは、経営者は過度に楽観的であるという見解と矛盾する<sup>46)</sup>。

このCFA協会の見解に対して、慎重性の支持者は、経営者は慎重性を行使すべきタイミングを判断するための十分な洞察力や厳密さを有していると反論するが、慎重性を行使することによって会計基準を無効にするという考えは、そもそも、会計基準の必要性を否定する見解だとCFA協会は主張する<sup>47)</sup>。

しかし、慎重性に対するCFA協会の見解は、

2015年公開草案で示されたものと異なっている。経営者が会計基準を無効にすることは、当該会計基準を適用しないことになる。つまり、2015年公開草案で示された「中立的な会計方針の選択」と「会計方針の中立的な適用」という2つの解釈のうち、「中立的な会計方針の選択」に該当する。ということは、CFA協会の指摘した慎重性の適用方法は、IASBが意図する、不確実な状況で判断するときには用心深くある「注意深さとしての慎重性」というよりも、損失を利得よりも早く認識する「非対称な慎重性」に該当することになる<sup>48)</sup>。

#### (b) 慎重性の概念がない場合、公正価値を含む現在価値測定の使用が拡大する可能性がある

慎重性に関する協議を通じ、CFA協会は、多くの場合、慎重性への支持が公正価値測定適用の縮小や拒絶を意味していることに気付いた<sup>49)</sup>。慎重性の支持者がこのような見解を有していることに気付いた場合、全面公正価値会計を支持するCFA協会は、慎重性の再導入を簡単に支持できない立場にあることを窺い知れる。

#### (3) 慎重性の概念に対するCFA協会の見解の考察

CFA協会が慎重性の概念の再導入に明確な見解を表明しなかった根底の理由は、CFA協会が公正価値会計を支持していることにあると考えられる。2015年公開草案に対し、CFA協会はコメントを寄せていないが、ディスカッション・ペーパーに寄せたコメントは、今後の議論次第では、慎重性の再導入を支持する可能性を示唆していたとも解釈できる。CFA協会の英国支部である英国CFA協会が「注意深さとしての慎重性」である警戒心の行使に賛成していることを踏まえると<sup>50)</sup>、CFA

43) CFAI (2014b), p.4.

44) CFAI (2014b), p.4.

45) CFAI (2014b), p.4.

46) CFAI (2014b), p.4.

47) CFAI (2014b), p.4.

48) IASB (2015), BC2.6, BC2.11.

49) CFAI (2014b), p.4.

50) CFA Society United Kingdom (2015), p.2.

協会が慎重性の概念の再導入を拒絶する理由は見せず、慎重性に関するCFA協会の見解とIASBのそれは整合していると捉えられる。

#### IV. おわりに

本稿の目的は、CFA協会が報告モデルで示す公正価値とは何かを明らかにすることであり、その検討の結果を示したものが図1である。

SFAS第157号を用いて検討した結果、公正価値の測定の観点より、報告モデルにおける公正価値とは、市場価格であり、具体的には、IFRS第13号やSFAS第157号で示される公正価値ヒエラルキーで示される3つのレベルに基づいていた。また、有用な情報の質的特性に着目した検討の結果、公正価値が有用な情報であるために必要とされる基本的な質的特性は目的適合性と信頼性であり、CFA協会のいう信頼性とは、IASBやFASBのいう忠実な表現を意味していた。

補強的な質的特性や質的特性の構成要素等、報告モデルで言及されていない項目に関するCFA協会の見解は、IASBやFASBのそれと同じといえるが、適時性の位置付けや完全性に対する意図が

相違点としてあげられる。具体的に、適時性について、2010年に公表された概念フレームワークでは補強的な質的特性となっており、完全性に関して、CFA協会はオフバランス項目について指摘している。

上述した質的特性に関する相違は、投資家は、適時、株式等の売買を行っており、常に最新の情報を求めていることで生じていると考えられる。また、他なる相違点として、CFA協会は、IFRS第13号公表前にIFRSsで適用していた公正価値の定義も公正価値の定義として記していることから、報告モデルにおける公正価値とは、IASBやFASBが公正価値として規定する出口価格だけでなく入口価格も含む、広義の概念をもつと考える。

CFA協会の財務報告に対する最新の公表物であり、報告モデルと整合した内容であるCFA協会のフレームワークは、「金融の将来」イニシアティブの取り組みの1つとして公表されている。CFA協会は、同協会が引き続き取り組むべき事柄には困難なものが多いことを認めており<sup>51)</sup>、報告モデルで全面公正価値会計を提案しているものの、その適用に至っていないことも、そのうちの1つだ

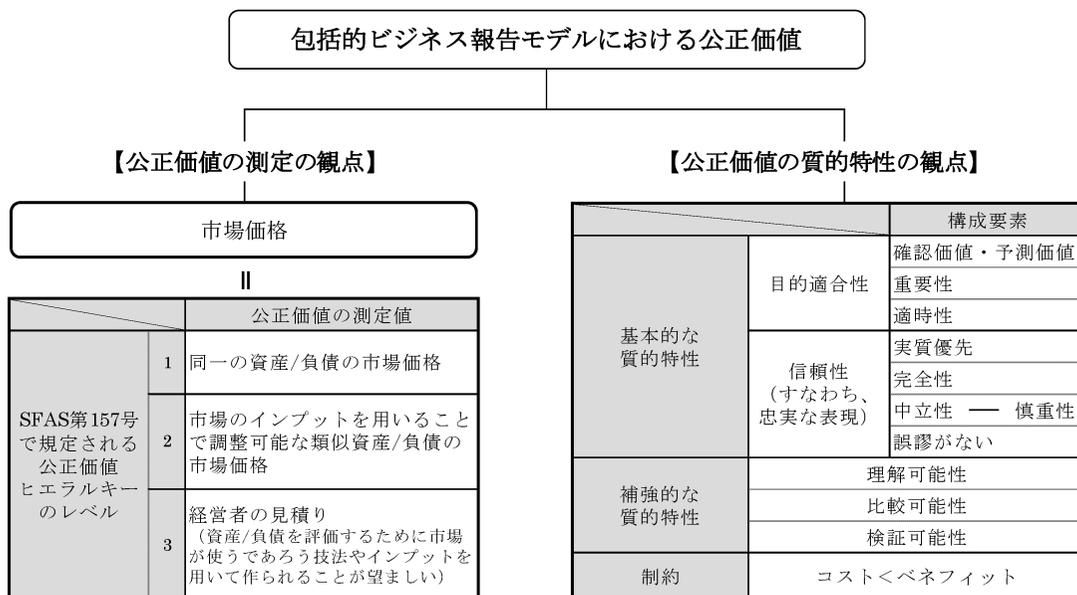


図1：包括的ビジネス報告モデルにおける公正価値

(出所) CFAI (2007), pp.9-12, IASB (2015), McEnally (2007a), McEnally (2007b), 概念フレームワークより作成。

51) Rogers (2014), p.6.

ろう<sup>52)</sup>。

当該イニシアティブでは、業界の将来のために重要であり、CFA 協会がインパクトを与えられるエリアに取り組みられている<sup>53)</sup>。その中で、CFA 協会は報告モデルで示した見解を再度示していることから、引き続き全面公正価値会計の適用を目指す CFA 協会の姿勢を窺い知ることができる。

#### 参考文献

Association for Investment Management and Research (AIMR) (1993), *Financial reporting in the 1990s and beyond: a position paper*, Association for Investment Management and Research (八田進二・橋本尚訳 (2001) 『21 世紀の財務報告』白桃書房)。

CFA Institute (CFAI)(2004a), “Ref: File Reference No. 1102-100-Proposed Statement of Financial Accounting Standards: Share-Based Payment: An Amendment of FASB Statements No. 123 and 95”, <https://www.cfainstitute.org>.

CFAI (2004b), “Ref: File Reference No. 1201-100-Proposed Statement of Financial Accounting Standards - Fair Value Measurement”, <http://www.ifrs.org>.

CFAI (2006), “Re: Preliminary View-Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information”, <http://www.ifrs.org>.

CFAI (2007), “A Comprehensive Business Reporting Model: Financial Reporting for Investors”, CFA Institute.

CFAI (2010), “CFA Institute Fair Value as the Measurement Basis for Financial Instruments September 2010”, CFA Institute.

CFAI (2014a), “A Framework for More Effective Financial Reporting”, CFA Institute.

CFAI (2014b), “Re: Comment Letter on Conceptual Framework Discussion Paper: Overview”, CFA Institute.

CFAI (2016a), “Policy Positions and Research: Financial Reporting”, <https://www.cfainstitute.org>.

CFAI (2016b), “CFA Glossary”, <https://www.cfainstitute.org>.

CFAI (2017), “Future of Finance”, <https://www.cfainstitute.org>.

org.

CFA Society United Kingdom (2015), “Response to exposure draft ED/2015/3: Conceptual Framework for Financial Reporting”, <http://www.ifrs.org>.

International Accounting Standards Board (IASB) (2015), Discussion Paper “The Conceptual Framework for Financial Reporting”, <http://www.ifrs.org>.

IASB (2016), “IASB Update”, May 2016, <http://www.ifrs.org>.

McEnally, R (2007a), “Fair Value Financial Reporting An investor’s perspective”, *CFA magazine*, Vol.18 No.1, pp.25-26.

McEnally, R (2007b), “Fair Value Financial Reporting: An Investor Perspective, Part 2”, *CFA magazine*, Vol.18 No.3, pp.28-30.

Papa, V (2014), “Why Fair Value Helps Investors and Markets”, *CFA Institute Magazine*, Vol.25 No.3, p.54.

Rogers, J (2014), “Shaping the Future of Finance Together”, *CFA Institute Magazine*, Vol.25 No.3, p.6.

浦崎直浩 (2002) 『公正価値会計』森山書店。

桜井久勝 (2009) 「会計の国際的統合と概念フレームワーク」『企業会計』第 61 巻 2 号、178-185 ページ。

玉川絵美 (2017) 「全面公正価値会計の適用可能性の検討—包括的ビジネス報告モデルを中心として—」『経営戦略研究』第 11 号、55-66 ページ。

辻山栄子 (2012) 「包括的ビジネス報告モデルの批判的検討」『早稲田商学』第 431 号、539-564 ページ。

津守常弘 (2008) 「『財務会計概念フレームワーク』の新局面と会計研究の課題」『企業会計』第 60 巻第 3 号、324-334 ページ。

徳賀芳弘 (2008) 「『信頼性』から『忠実な表現』へ変化の意味」友杉芳正・田中弘・佐藤倫正編著 (2008) 『財務情報の信頼性—会計と監査の挑戦—』税務経理協会、22-30 ページ。

中山重徳 (2013) 「財務情報の質的特性が示す財務報告制度の方向性」『国際会計研究学会年報』2012 年度第 2 号、37-52 ページ。

52) 現に、金融商品会計に全面公正価値会計の導入が目指された時期もあったが、現在は混合属性測定モデルが適用されているし、今日の財務報告に全面公正価値会計を適用することは困難だといえる。詳しくは、玉川 (2017) を参照いただきたい。

53) CFAI (2017)。